

## 第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 「無線局」の定義として、電波法（第2条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。
- 2 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 3 無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 4 電波を利用して、符号、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

A-2 次の記述は、無線局の再免許の申請について述べたものである。無線局免許手続規則（第16条の2及び第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 再免許の申請がアマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。以下同じ。）に関するものであるときは、再免許申請書に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 免許の番号
  - (2) 識別信号
  - (3)  A
  - (4) 希望する免許の有効期間
  - (5) 申請の際における無線局事項書及び工事設計書の内容
- ② 再免許の申請は、アマチュア局にあっては免許の有効期間満了前  B において行わなければならない。

| A                   | B                 |
|---------------------|-------------------|
| 1 免許の年月日及び有効期間満了の期日 | 1 箇月以上1年を超えない期間   |
| 2 免許の年月日及び有効期間満了の期日 | 3 箇月以上6 箇月を超えない期間 |
| 3 無線設備の設置場所         | 1 箇月以上1年を超えない期間   |
| 4 無線設備の設置場所         | 3 箇月以上6 箇月を超えない期間 |

A-3 アマチュア無線局の無線設備の設置場所の変更及び無線設備の変更の工事に関する記述として、電波法（第17条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、無線設備の設置場所を変更したときは、総務大臣に届け出なければならない。
- 2 免許人は、無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
- 3 免許人は、無線設備の変更の工事（総務省令で定める軽微な事項を除く。）をしたときは、当該無線設備について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者の検査を受けなければならない。
- 4 免許人は、無線設備の変更の工事（総務省令で定める軽微な事項に限る。）をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。この場合において、無線設備の変更の工事は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第3章（無線設備）の技術基準に合致するものでなければならない。

A-4 次の記述は、アマチュア無線局の免許人が国に納めるべき電波利用料について述べたものである。電波法（第103条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して  A 以内及びその後毎年その応当日（注1）から起算して  A 以内に、当該無線局の起算日（注2）から始まる各1年の期間（注3）について、電波法に定める金額  B を国に納めなければならない。
  - 注1 応当日とは、その無線局の免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日）をいう。
  - 2 起算日とは、その無線局の免許の日又は応当日をいう。
  - 3 無線局の免許の日が2月29日である場合においてその期間がうるう年の前年の3月1日から始まるときは翌年の2月28日までの期間とする。
- ② 免許人は、①により電波利用料を納めるときには、 C することができる。

|   | A    | B     | C                         |
|---|------|-------|---------------------------|
| 1 | 3 箇月 | 500 円 | その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納  |
| 2 | 3 箇月 | 300 円 | 当該1年の期間に係る電波利用料を2回に分割して納入 |
| 3 | 30 日 | 500 円 | 当該1年の期間に係る電波利用料を2回に分割して納入 |
| 4 | 30 日 | 300 円 | その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納  |

A-5 電波の質に関する記述として、電波法（第28条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 送信設備に使用する電波の変調度及び周波数の安定度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- 2 送信設備に使用する電波の周波数の偏差、空中線電力の偏差等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- 3 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- 4 送信設備に使用する電波の変調度及び周波数の安定度、空中線電力の偏差等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

A-6 次の記述は、「周波数の許容偏差」及び「占有周波数帯幅」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の  A の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。
- ② 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超えて<sup>ふく</sup>輻射され、及びその下限の周波数未満において<sup>ふく</sup>輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって<sup>ふく</sup>輻射される全平均電力の  B に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等  B の比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

|   | A     | B        |
|---|-------|----------|
| 1 | 特性周波数 | 0.5パーセント |
| 2 | 特性周波数 | 5パーセント   |
| 3 | 搬送周波数 | 5パーセント   |
| 4 | 搬送周波数 | 0.5パーセント |

A-7 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示と電波の型式の内容が適合しないものを下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

| 区分<br>番号 | 電波の型式<br>の記号 | 電 波 の 型 式            |                                           |                    |
|----------|--------------|----------------------|-------------------------------------------|--------------------|
|          |              | 主搬送波の変調の型式           | 主搬送波を変調する信号の性質                            | 伝送情報の型式            |
| 1        | A1A          | 振幅変調であって両側波帯         | デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの | 電信であって聴覚受信を目的とするもの |
| 2        | C3F          | 振幅変調であって残留側波帯        | アナログ信号である単一チャンネルのもの                       | テレビジョン（映像に限る。）     |
| 3        | F2B          | 角度変調であって周波数変調        | デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用するもの  | 電信であって自動受信を目的とするもの |
| 4        | H3E          | 振幅変調であって低減搬送波による単側波帯 | アナログ信号である単一チャンネルのもの                       | ファクシミリ             |

A-8 高圧電気（注）に対する安全施設に関する記述として、電波法施行規則（第23条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 高周波若しくはは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。

- 1 送信設備の各単位装置相互間をつなぐ電線であって高圧電気を通ずるものは、接地された金属遮蔽体の内に収容しなければならない。ただし、無線従事者以外の者が出入しない場所に装置する場合は、この限りでない。
- 2 送信設備の各単位装置相互間をつなぐ電線であって高圧電気を通ずるものは、線溝又は丈夫な絶縁体の内に収容しなければならない。ただし、無線従事者以外の者が出入しない場所に装置する場合は、この限りでない。
- 3 送信設備の各単位装置相互間をつなぐ電線であって高圧電気を通ずるものは、線溝又は金属遮蔽体の内に収容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 4 送信設備の各単位装置相互間をつなぐ電線であって高圧電気を通ずるものは、線溝若しくは丈夫な絶縁体又は接地された金属遮蔽体の内に収容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

A-9 無線局における混信等の防止に関する記述として、電波法（第56条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。
- 2 無線局は、重要無線通信を行う無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、電気通信業務の用に供する無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、総務省令で定める無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。

A-10 無線局が、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときにとるべき措置として、無線局運用規則（第22条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 直ちにその呼出しに使用した電波の周波数を変更しなければならない。
- 2 直ちにその混信の程度を確認しなければならない。
- 3 直ちにその空中線電力を低下しなければならない。
- 4 直ちにその呼出しを中止しなければならない。

A-11 次の記述は、モールス無線通信の通信中において、混信の防止その他の必要により使用電波の型式又は周波数の変更を要求しようとするときに順次送信すべき事項を掲げたものである。無線局運用規則（第34条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- |   |                                                  |    |
|---|--------------------------------------------------|----|
| ① | QSU又はQSW若しくは <input type="text" value="A"/>      | 1回 |
| ② | 変更によって使用しようとする周波数（又は電波の型式及び周波数）                  | 1回 |
| ③ | ?（「 <input type="text" value="B"/> 」を送信したときに限る。） | 1回 |

- |   | A   | B   |
|---|-----|-----|
| 1 | QSY | QSW |
| 2 | QSY | QSU |
| 3 | QRX | QSW |
| 4 | QRX | QSU |

A-12 次の記述は、モールス無線通信において、無線局が無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときに順次送信すべき事項を掲げたものである。無線局運用規則（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- |   |                                |    |
|---|--------------------------------|----|
| ① | <input type="text" value="A"/> | 3回 |
| ② | <input type="text" value="B"/> | 1回 |
| ③ | <input type="text" value="C"/> | 3回 |

- |   | A   | B  | C       |
|---|-----|----|---------|
| 1 | VVV | CQ | QRK?    |
| 2 | VVV | DE | 自局の呼出符号 |
| 3 | EX  | DE | 自局の呼出符号 |
| 4 | EX  | CQ | QSA?    |

A-13 次の記述のうち、モールス無線通信において、「そちらの伝送は、混信を受けていません。」を示すQ符号をモールス符号で表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 ---.. .-. --- .-----
- 2 ---.. .-. --- .....
- 3 ---.. .... -..... .-----
- 4 ---.. .... -. ....

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

**A-14** 次の記述は、モールス無線通信における応答について述べたものである。無線局運用規則（第12条、第13条及び第23条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号を表すモールス符号の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線局は、自局に対する呼出しを受信したときの応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「 A 」を送信するものとする。ただし、直ちに通報を受信することができない事由があるときは「 A 」の代わりに「 B 」及び分で表す概略の待つべき時間を送信するものとする。概略の待つべき時間が10分以上のときは、その理由を簡単に送信しなければならない。

|   | A           | B         |
|---|-------------|-----------|
| 1 | - . - -     | - . . . - |
| 2 | - . - -     | . - . . . |
| 3 | . - . . - . | - . . . - |
| 4 | . - . . - . | . - . . . |

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

**A-15** アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合しない組合せはどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

|   | 字句      | モールス符号                                    |
|---|---------|-------------------------------------------|
| 1 | BELGIUM | - . . . . . . - . . . . - - . . . . - -   |
| 2 | FRENCH  | . . - . . - . . - . . - . . - . . . .     |
| 3 | GERMANY | - - . . . - . - . - . - . - . - . - . -   |
| 4 | IRELAND | . . . - . . . - . . - . . - . - . - . - . |

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

**A-16** 46CFHMUZ を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

|   |                                                                                     |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | - . . . . . . . . . - - . - . - . . . . - - - - - . . . . - - . . . .               |
| 2 | - . . . . . . - - - - - . - . . . . . - . . . . . . . . - - . . . . . - - - - -     |
| 3 | . . . . . - - . . . . . - . . . . . . - . . . . . . . . . - - . . . . - - . . . .   |
| 4 | . . . . . - - - - - . - . . . . . - . . . . . . . . . - - - - - . . . . . - - - - - |

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

**A-17** アマチュア局に備え付けておかなければならない免許状等に関する記述として、電波法施行規則（第38条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許状は、無線局の免許の申請書の添付書類の写しとともに無線局を運用する場所に保管しておかなければならない。
- 2 免許状は、無線局を運用する場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 3 移動するアマチュア局（人工衛星に開設するものを除く。）にあつては、その送信装置のある場所に免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その無線設備の常置場所に総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が発給する証票を備え付けなければならない。
- 4 移動するアマチュア局（人工衛星に開設するものを除く。）にあつては、その無線設備の常置場所に免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が発給する証票を備え付けなければならない。

**A-18** 社団（公益社団法人を除く。）であるアマチュア局の免許人が総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に対して行わなければならない手続に関する記述として、電波法施行規則（第43条の4）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、その代表者を変更したときは、遅滞なく、総合通信局長に届け出なければならない。
- 2 免許人は、その定款及び理事に関し変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届け出なければならない。
- 3 免許人は、その定款及び理事に関し変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長の許可を受けなければならない。
- 4 免許人は、その代表者及び構成員に関し変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長の許可を受けなければならない。

A-19 次の記述は、無線局の検査について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、次に掲げる場合は、その職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類を検査させることができる。

- (1) 無線局の発射する  A が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めて、当該無線局に対して  B 電波の発射の停止を命じたとき。
- (2) (1)の命令を受けた無線局からその発射する  A が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出があったとき。
- (3) その他  C 特に必要があるとき。

| A                 | B            | C             |
|-------------------|--------------|---------------|
| 1 電波の質            | 3箇月以内の期間を定めて | 犯罪捜査のため       |
| 2 電波の質            | 臨時に          | 電波法の施行を確保するため |
| 3 電波の型式及び空中線電力の偏差 | 臨時に          | 犯罪捜査のため       |
| 4 電波の型式及び空中線電力の偏差 | 3箇月以内の期間を定めて | 電波法の施行を確保するため |

A-20 次の記述は、無線従事者の免許証の再交付について述べたものである。無線従事者規則（第50条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線従事者は、 A に変更を生じたとき又は免許証を  B ために免許証の再交付を受けようとするときは、所定の様式の申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。

- (1) 免許証（免許証を失った場合を除く。）
- (2) 写真  C
- (3)  A の変更の事実を証する書類（ A に変更を生じたときに限る。）

| A    | B             | C  |
|------|---------------|----|
| 1 住所 | 破り、若しくは失った    | 1枚 |
| 2 住所 | 汚し、破り、若しくは失った | 2枚 |
| 3 氏名 | 破り、若しくは失った    | 2枚 |
| 4 氏名 | 汚し、破り、若しくは失った | 1枚 |

A-21 次の記述は、「有害な混信」の定義である。国際電気通信連合憲章附属書（第1003号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の A の運用を  B し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを  C し若しくは  B する混信をいう。

| A      | B  | C      |
|--------|----|--------|
| 1 特別業務 | 制限 | 反覆的に中断 |
| 2 特別業務 | 妨害 | 中断     |
| 3 安全業務 | 妨害 | 反覆的に中断 |
| 4 安全業務 | 制限 | 中断     |

A-22 次の記述は、無線局からの混信を防止するための措置について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① すべての局は、 A 、過剰な信号の伝送、 B 、識別表示のない信号の伝送を禁止する（無線通信規則第19条（局の識別）に定める例外を除く。）。
- ② 送信局は、業務を満足に行うために必要な最小限の電力で輻射する。
- ③ 混信を避けるために、送信局の位置及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の位置は、特に注意して選定しなければならない。
- ④ 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、 C をできる限り利用して、最小にしなければならない。

| A        | B                | C           |
|----------|------------------|-------------|
| 1 不要な伝送  | 虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送 | 指向性のアンテナの利点 |
| 2 不要な伝送  | 暗語又は略語による伝送      | 送受信設備の電気的特性 |
| 3 長時間の伝送 | 暗語又は略語による伝送      | 指向性のアンテナの利点 |
| 4 長時間の伝送 | 虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送 | 送受信設備の電気的特性 |

A-23 次の記述は、国際電気通信連合憲章等に係る違反の通告について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、  
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、この違反について  A に報告する。
- ② 局が行った重大な違反に関する申入れは、これを認めた主管庁から  B に行わなければならない。
- ③ 主管庁がその権限に基づく局によって、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反が行われたことを知った場合には、(特に国際電気通信連合憲章第45条及び無線通信規則第15条15.1) 事実を確認して  C 。

| A                | B             | C                   |
|------------------|---------------|---------------------|
| 1 国際電気通信連合の事務総局長 | この局を管轄する国の主管庁 | 必要な措置をとる            |
| 2 国際電気通信連合の事務総局長 | この違反を行った局     | 国際電気通信連合の事務総局長に報告する |
| 3 その局の属する国の主管庁   | この違反を行った局     | 国際電気通信連合の事務総局長に報告する |
| 4 その局の属する国の主管庁   | この局を管轄する国の主管庁 | 必要な措置をとる            |

A-24 次の記述は、異なる国のアマチュア局相互間の無線通信等について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、  
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、地上コマンド局とアマチュア衛星業務の宇宙局との間で交わされる制御信号は除き、 A されたものであってはならない。
- ② アマチュア局は、 B に限って、 C の伝送を行うことができる。主管庁は、その管轄下にあるアマチュア局への本条項の適用について決定することができる。

| A                | B          | C                |
|------------------|------------|------------------|
| 1 伝送能率を高めるために高速化 | 通信回線のふくそう時 | 第三者のために国際通信      |
| 2 伝送能率を高めるために高速化 | 緊急時及び災害救助時 | アマチュア局以外の局との国際通信 |
| 3 意味を隠すために暗号化    | 緊急時及び災害救助時 | 第三者のために国際通信      |
| 4 意味を隠すために暗号化    | 通信回線のふくそう時 | アマチュア局以外の局との国際通信 |

B-1 次の記述は、アマチュア無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで、第78条及び第113条）の規定に照らし、  
 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を  ア ときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 イ 以内にその免許状を  ウ しなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく  エ の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ ④の規定に違反した者は、 オ 以下の罰金に処する。

|        |       |      |        |         |
|--------|-------|------|--------|---------|
| 1 廃止する | 2 1箇月 | 3 廃棄 | 4 送信装置 | 5 50万円  |
| 6 廃止した | 7 10日 | 8 返納 | 9 空中線  | 10 30万円 |

B-2 次の記述は、送信空中線の型式及び構成等について述べたものである。無線設備規則（第20条及び第22条）の規定に照らし、  
 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 送信空中線の型式及び構成は、次の各号に適合するものでなければならない。
  - (1) 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
  - (2)  ア であること。
  - (3) 満足な  イ が得られること。
- ② 空中線の指向特性は、次に掲げる事項によって定める。
  - (1) 主輻射方向及び副輻射方向
  - (2)  ウ の主輻射の角度の幅
  - (3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を  エ もの
  - (4)  オ よりの輻射

|         |       |       |        |        |
|---------|-------|-------|--------|--------|
| 1 調整が容易 | 2 垂直面 | 3 妨げる | 4 指向特性 | 5 給電線  |
| 6 整合が十分 | 7 水平面 | 8 乱す  | 9 放射効率 | 10 接地線 |

B-3 次の記述は、無線通信の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 ア 相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第4条第1項又は第164条第2項の通信であるものを除く。以下同じ。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを イ してはならない。
- ② 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は イ した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- ③  ウ がその エ に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は イ したときは、 オ に処する。

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 | 2 3年以下の懲役又は150万円以下の罰金 |
| 3 特定の                 | 4 不特定の                |
| 5 業務                  | 6 通信                  |
| 7 無線通信の業務に従事する者       | 8 無線従事者               |
| 9 他人の用に供              | 10 窃用                 |

B-4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せについて、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

| 字句        | モールス符号                               |
|-----------|--------------------------------------|
| ア UNIFORM | ...- - . . . . - . - - - . - - . - - |
| イ VICTOR  | ...- . . - . - . - - - . - .         |
| ウ WHISKEY | ...- . . . . . . . . - . - . - - . - |
| エ YANKEE  | - . - - . - - . . . - . . .          |
| オ ZULU    | - - . . . . - . - . . . . . . -      |

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-5 次の記述は、免許等を要しない無線局及び受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務大臣は、電波法第4条第1号から第3号までに掲げる無線局（以下「免許等を要しない無線局」という。）の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が他の無線設備の機能に ア な障害を与えるときは、その設備の イ に対し、その障害を ウ するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備について又は放送の受信を目的とする エ について①の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を オ させることができる。

- |           |            |         |               |       |
|-----------|------------|---------|---------------|-------|
| 1 継続的かつ重大 | 2 施設者又は利用者 | 3 実地に調査 | 4 受信設備        | 5 撤去  |
| 6 重大      | 7 所有者又は占有者 | 8 除去    | 9 受信設備以外の受信設備 | 10 検査 |

B-6 次の記述は、局の識別について述べたものである。無線通信規則（第19条）の規定に照らし、この規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 虚偽の又はまぎらわしい識別表示を使用する伝送はすべて禁止する。
- イ アマチュア業務においては、すべての伝送は、識別信号を伴うものとする。
- ウ アマチュア局は、特別取決めにより国際符字列に基づかない呼出符号を持つことができる。
- エ 各局は、局が容易に識別されるため、その伝送中に少なくとも5分ごとに識別信号を伝送しなければならない。
- オ 多数の局が同時に通信するときは、各自の識別信号又はすべての関係局の識別表示を伝送しなければならないとの要件は適用しない。